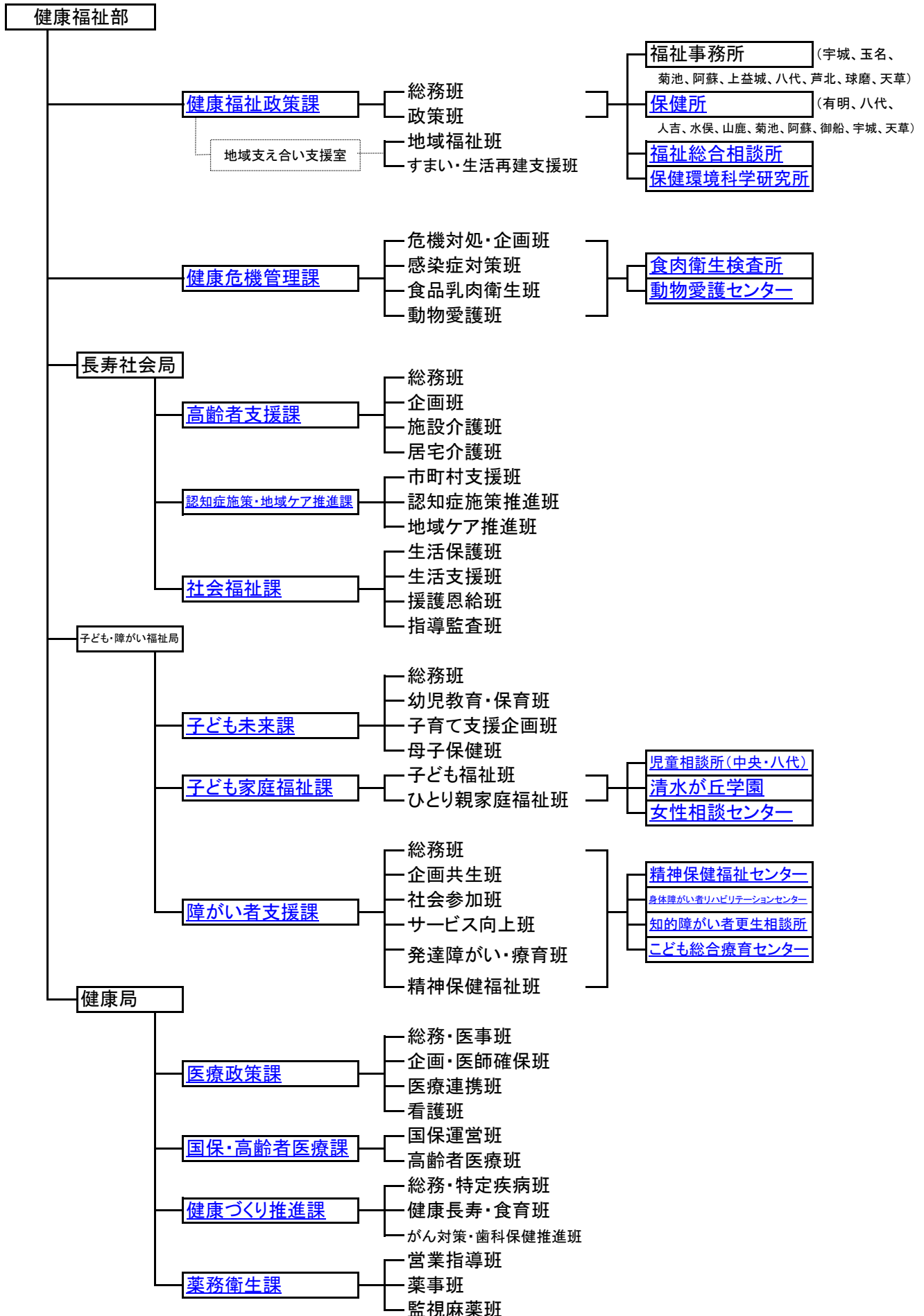


第 1 健康福祉行政の体系

1 健康福祉部の組織機構

(1)健康福祉部組織機構図

(令和8年4月1日)



(2) 分掌事務

①本庁

課名	分 掌 事 務
健康福祉政策課	1 保健医療福祉施策の企画、調整及び推進に関すること。 2 福祉事務所、保健所、福祉総合相談所、保健環境科学研究所及び総合福祉センターに関すること。 3 社会福祉審議会に関すること。 4 保健、福祉の情報企画に関すること。 5 健康福祉分野の研修の企画及び調整に関すること。 6 地域支え合い支援室に関すること。 (1) 被災者支援に関すること。 (2) 地域福祉の推進に関すること。 (3) 熊本県高齢者、障害者等の自立と社会的活動への参加の促進に関する条例に基づく施策の企画及び調整に関すること。 (4) ユニバーサルデザインの推進に関すること。 (5) 災害救助に関すること。 (6) 災害救助法に基づく応急仮設住宅の供与に関すること（住宅課の分掌事務に係るものを除く）。 (7) その他被災者の住まい確保対策に係る施策の企画、調整及び推進に関すること。 (8) 民生委員に関すること。 7 健康福祉部長室に関すること。
健康危機管理課	1 健康危機管理に関すること。 2 感染症に関すること。 3 予防接種に関すること。 4 感染症の診査に関する協議会に関すること。 5 熊本県入浴施設におけるレジオネラ症の発生防止のための衛生管理に関する条例に基づく事務に係る調整等に関すること。 6 食品衛生に関すること。 7 食品表示法の施行に関すること（食品表示法第 15 条の規定による権限の委任等に関する政令第 7 条の規定により知事に委任された事務のうち、県民の健康の保護を図るために必要な食品に関する表示の事項に関するものに限る）。 8 ふぐ取締りに関すること。 9 製菓衛生師に関すること。 10 と畜場及び化製場等に関すること。 11 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関すること。 12 狂犬病の予防に関すること。 13 動物の愛護及び管理に関すること。 14 愛玩動物看護師養成所に関すること。 15 食肉衛生検査所に関すること。 16 動物愛護センターに関すること。

課名	分 掌 事 務
長 寿 社 会 局	高 齢 者 支 援 課 1 高齢者福祉の支援に係る施策の企画・調整に関すること。 2 老人福祉法の施行に関すること。 3 社会福祉法の施行に関すること（老人福祉法に規定する老人福祉施設を経営する事業等に関することに限る）。 4 高齢者の生きがい及び生活支援に関すること。 5 介護保険法の施行に関すること（認知症施策・地域ケア推進課が所掌する事務を除く）。 6 その他介護保険の推進に関すること（認知症施策・地域ケア推進課が所掌する事務を除く）。 7 高齢者の居住の安定確保に関する法律の施行に関すること（高齢者の福祉に関することに限る）。 8 長寿社会局長に関すること。
	認 知 症 施 策 ・ 地 域 ケ ア 推 進 課 1 認知症施策に関すること。 2 地域ケア体制の構築に関すること。 3 地域支援事業及び地域包括支援センターに関すること。 4 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律の施行に関すること。 5 介護保険法を施行する市町村の支援に関すること。 6 介護保険審査会に関すること。 7 介護支援専門員に関すること。 8 その他介護保険の推進に関すること。
	社 会 福 祉 課 1 生活保護法の施行に関すること。 2 行旅病人及び行旅死亡人に関すること。 3 未帰還者及び未帰還者留守家族等の援護に関すること。 4 旧陸海軍の旧軍人旧軍属等及び戦没者遺族援護に関すること。 5 引揚者援護に関すること。 6 社会福祉法の施行に関すること（他課の分掌事務に係るものを除く）。 7 社会福祉法人及び社会福祉事業を営む者の施設に係る指導監査及びその総合調整に関すること。 8 介護保険法第 90 条の規定による報告等に関すること（定期の検査に限る）。 9 介護保険法第 24 条、第 76 条及び第 115 条の 7 の規定による指定居宅サービス事業者等に対する報告等の命令等に関すること（社会福祉施設を設置する社会福祉法人が経営する事業所及び市町村社会福祉協議会が経営する事業所の定期の検査に限る）。 10 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 11 条第 2 項、第 48 条及び第 51 条の 27 第 1 項の規定による指定障害福祉サービス事業者等に対する報告等の命令等に関すること（指定障害者支援施設並びに社会福祉施設を設置する社会福祉法人が経営する事業所及び市町村社会福祉協議会が経営する事業所の定期の検査に限る）。 11 児童福祉法第 24 条の 15 の規定による指定障害児入所施設設置者等に対する報告等に関すること（定期の検査に限る）。 12 生活困窮者自立支援法の施行に関すること。 13 矯正施設退所者の福祉的支援に関すること。 14 ひきこもりの支援に関すること。

課名	分 掌 事 務
子ども未来課 子ども・障がい福祉局（続く）	1 少子化対策の推進に関すること。 2 児童福祉法の施行に関すること（子ども家庭福祉課及び障がい者支援課の分掌事務に係るものを除く）。 3 社会福祉法の施行に関すること（児童福祉法に規定する児童福祉施設（子ども家庭福祉課及び障がい者支援課の分掌事務に係るものを除く）を運営する事業に関することに限る）。 4 認定こども園に関すること。 5 私立学校（幼稚園及び幼保連携型認定こども園に限る）に関すること。 6 次世代育成支援対策推進法の施行に関すること（他課の分掌事務に関するものを除く）。 7 子ども・子育て支援法の施行に関すること。 8 こども基本法の施行に関すること。 9 児童の食生活に関すること。 10 母子保健に関すること。 11 育成医療及び小児慢性特定疾病に関すること。 12 子ども・障がい福祉局長に関すること。
子ども家庭福祉課	1 児童の福祉に関すること（子ども未来課及び障がい者支援課の分掌事務に係るものを除く）。 2 母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の福祉に関すること。 3 児童扶養手当に関すること。 4 児童手当に関すること。 5 社会福祉法の施行に関すること（児童福祉法に規定する児童福祉施設（子ども未来課及び障がい者支援課の分掌事務に係るものを除く）を運営する事業、並びに母子及び父子並びに寡婦福祉法に規定する母子家庭日常生活支援事業及び父子家庭日常生活支援事業並びに寡婦日常生活支援事業及び母子・父子福祉施設を運営する事業に関することに限る）。 6 児童虐待の防止に関すること。 7 子ども・若者育成支援に関すること（他課の分掌事務に関するものを除く）。 8 売春防止法の施行に関すること。 9 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の施行に関すること。 10 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行に関すること。 11 いじめ調査委員会に関すること（県立学校に関するものに限る）。 12 児童相談所、清水が丘学園及び女性相談センターに関すること。

課名	分 掌 事 務
子ども・障がい福祉局 障がい者支援課	1 障害保健・福祉に係る施策の企画・調整に関すること。 2 社会福祉法の施行に関すること（児童福祉法、身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、知的障害者福祉法及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく社会福祉事業に関するものに限る。児童福祉法にあっては同法に規定する障害児相談支援事業若しくは障害児入所施設又は児童発達支援センターを経営する事業に関するものに限る）。 3 精神保健及び精神障害者の福祉に関すること。 4 精神保健福祉審議会に関すること。 5 障害者施策推進審議会に関すること。 6 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の施行に関すること（社会福祉課の分掌事務に係るものを除く）。 7 身体障害者福祉法の施行に関すること。 8 特別障害者手当、障害児福祉手当及び福祉手当の支給に関すること。 9 知的障害者の福祉に関すること。 10 心身障害者扶養共済制度に関すること。 11 特別児童扶養手当に関すること。 12 障害児の福祉に関すること。 13 発達障害者支援法及び高次脳機能障害者支援法に関すること。 14 障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例の施行に関すること。 15 障害者基本法及び障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の施行に関すること。 16 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の施行に関すること。 17 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律に基づく施策の調整及び推進に関すること。 18 手話に関する施策の推進に関する法律及び熊本県手話言語の普及及び障害の特性に応じた意思疎通手段の利用の促進に関する条例の施行に関すること。 19 精神保健福祉センターに関すること。 20 病院局との連絡に関すること。 21 身体障がい者リハビリテーションセンターに関すること。 22 身体障がい者福祉センターに関すること。 23 知的障がい者更生相談所及びこども総合療育センターに関すること。 24 自殺対策に関すること。

課名	分 掌 事 務	
健康局（続く）	医療政策課	1 地域医療の推進に関すること。 2 救急医療対策に関すること。 3 看護師等修学資金に関すること。 4 医師修学資金に関すること。 5 病院、診療所、助産所その他医療施設に関すること。 6 医師その他の医療関係者に関すること。 7 死体解剖保存法に関すること。 8 へき地保健医療に関すること。 9 医療審議会及び准看護師試験委員に関すること。 10 健康局長に関すること。
	国保・高齢者医療課	1 国民健康保険法の施行に関すること（保健事業に係るものを除く）。 2 高齢者の医療の確保に関する法律の施行に関すること（後期高齢者医療制度に係るものに限る）。 3 国民健康保険審査会に関すること。 4 後期高齢者医療審査会に関すること。
	健康づくり推進課	1 健康の維持及び増進など健康づくりに関すること。 2 食生活、食育及び栄養指導に関すること。 3 栄養士及び調理師に関すること。 4 食品表示法の施行に関すること（食品表示法第 15 条の規定による権限の委任等に関する政令第 7 条の規定により知事に委任された事務のうち、県民の健康の増進を図るために必要な食品に関する表示の事項に関するものに限る）。 5 歯科保健に関すること。 6 ハンセン病対策に関すること。 7 原子爆弾被爆者の援護に関すること。 8 難病に関すること。 9 生活習慣病対策の推進に関すること。 10 国民健康保険法の施行に関すること（保健事業に係るものに限る）。 11 高齢者の医療の確保に関する法律の施行に関すること（特定健診等に関するものに限る）。 12 受動喫煙の防止に関すること。 13 歯科医師、歯科衛生士及び歯科技工士に関すること。

課名	分 掌 事 務	
健康局	薬務衛生課	1 薬事に関すること。 2 毒物及び劇物に関すること。 3 麻薬、向精神薬、大麻、あへん及び覚醒剤に関すること。 4 安全な血液製剤の安定供給の確保等に関すること。 5 有害物質を含有する家庭用品の規制に関すること。 6 薬事審議会及び麻薬中毒審査会に関すること。 7 公衆浴場、興行場、旅館業、クリーニング業、理容及び美容に関すること。 8 生活衛生関係営業に関すること。 9 建築物の衛生的環境の確保に関すること。 10 墓地等に関すること。 11 温泉に関すること。 12 生活衛生適正化審議会に関すること。 13 住宅宿泊事業法の施行に関すること。 14 臓器の移植に関すること。

②出先機関

機関名	分 掌 事 務
広域本部保健福祉環境部（県央広域本部を除く）	1 保健福祉環境行政推進のための企画及び総合調整に関すること。 2 熊本県高齢者、障害者等の自立と社会的活動への参加の促進に関する条例の規定による施策の総合調整及び推進に関すること。 3 地域福祉施策の推進及び総合調整に関すること。 4 高齢者福祉及び介護保険施策の推進及び総合調整に関すること。 5 介護老人保健施設の指導監査に関すること。※ 6 介護員養成研修指定事業者の指定及び指導等に関すること。※ 7 老人福祉施設又は障害者福祉施設を運営する社会福祉法人及び当該社会福祉法人が運営する社会福祉施設の運営の指導等に関すること。※ 8 社会福祉協議会に関すること。※ 9 民生委員及び児童委員に関すること。※ 10 子ども・子育て支援法の施行に関すること。※ 11 児童福祉法第 46 条の規定による児童福祉施設（保育所に限る）の最低基準実施の監督等に関すること。※ 12 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 19 条の規定による幼保連携型認定こども園の検査等に関すること。※ 13 児童福祉施設（保育所に限る）又は幼保連携型認定こども園を運営する社会福祉法人の運営の指導等に関すること。※ 14 認可外保育施設の調査等に関すること。※ 15 特別児童扶養手当に関すること。※ 16 障害福祉施策の推進及び総合調整に関すること。 17 試験検査施策の推進に関すること（県南広域本部に限る）。 ※ 宇城及び上益城地域振興局については、地域振興局保健福祉環境部の所掌。
地域振興局保健福祉環境部（続く）	1 保健福祉環境行政推進のための企画及び調整に関すること。 2 地域保健医療計画等の地域計画の調整に関すること。 3 災害救助に関すること。 4 熊本県高齢者、障害者等の自立と社会的活動への参加の促進に関する条例の規定による施策の調整及び推進に関すること。 5 交通安全対策に関すること。 6 青少年の保護及び育成に関すること。 7 消費生活に関すること。 8 地域福祉施策の推進及び調整に関すること。 9 市町村が実施する老人福祉、身体障がい者福祉、知的障がい者福祉及び知的障がい児福祉の措置等に係る連絡調整等（熊本県福祉総合相談所の所掌に係るものを除く）に関すること。 10 高齢者福祉及び介護保険施策の推進及び調整に関すること。 11 行旅病人及び行旅死亡人に関すること。 12 母子福祉資金、父子福祉資金及び寡婦福祉資金の貸付け並びにその償還に関すること。 13 国民健康保険に関すること（保健事業に係るものを除く）。 14 旧軍人、軍属等及びその遺族の援護に関すること。 （続く）

機関名	分 掌 事 務
地域振興局保健福祉環境部	15 保護を要する女子に関する相談及び指導並びに配偶者からの暴力の防止及び被害者の自立支援に関すること。 16 障害福祉施策の推進及び調整に関すること。 17 その他社会福祉に関すること。 18 保健福祉環境部内の調整に関すること。 19 衛生環境施策の推進に関すること。 20 住宅宿泊事業法第 17 条第 1 項又は第 45 条第 2 項の規定による立入検査又は質問に関すること。 21 地域保健施策の推進に関すること。 22 食生活及び食育に関すること。
福祉事務所	1 生活保護に関すること。 2 児童及び妊産婦の福祉並びに児童虐待の防止に関すること。 3 母子家庭等及び寡婦の福祉に関すること。 4 婦人の保護及び更生に関すること。 5 社会福祉統計に関すること。 6 生活困窮者の自立支援に関すること。 7 その他社会福祉に関すること。
保健所 (続く)	1 衛生関係の広報及び衛生教育に関すること。 2 人口動態統計及び保健統計に関すること。 3 地域保健に係る情報管理、調査研究、企画調整、市町村支援・連絡調整・教育研修及び各種相談に関すること。 4 医事関係の試験及び免許に関すること。 5 医療施設の許認可及び監視指導に関すること。 6 医療法人に関すること。 7 地域医療対策に関すること。 8 地域保健医療推進協議会に関すること。 9 健康危機管理に係る調整及び他課に属しない健康危機管理に関すること。 10 入浴施設(市町村保健センター及び母子健康包括支援センターに係るものに限る)におけるレジオネラ症の発生防止のための衛生管理に関すること。 11 介護保険の要介護認定業務の技術的支援等に関すること。 12 入浴施設(社会福祉施設等(市町村保健センター及び母子健康包括支援センターを除く)に係るものに限る)におけるレジオネラ症の発生防止のための衛生管理に関すること。 13 食品衛生に関すること。 14 食中毒に関すること。 15 食品に関する表示に関すること(健康の保護に係るものに限る)。 16 狂犬病の予防に関すること。 17 と畜場及び死亡獣畜処理等に関すること。 18 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関すること。 19 動物の愛護及び管理に関すること。 20 温泉に関すること。 21 興行場、公衆浴場及び旅館に関すること。 22 理容、美容及びクリーニングに関すること。

(続く)

機関名	分 掌 事 務
保健所 (続 く)	23 墓地、埋葬等に関する事。 24 薬事に関する事。 25 毒物及び劇物に関する事。 26 麻薬、向精神薬、大麻、あへん及び覚醒剤に関する事。 27 献血に関する事。 28 建築物の衛生管理に関する事。 29 遊泳用プールに関する事。 30 水道に関する事。 31 住宅、下水道、廃棄物の処理、清掃その他の環境衛生に関する事。 32 水質汚濁に関する事。 33 大気汚染に関する事。 34 騒音、振動及び悪臭に関する事。 35 地下水の保全に関する事。 36 浄化槽に関する事。 37 ダイオキシン類に関する事。 38 フロン類の排出の抑制に関する事。 39 公害防止管理者等に関する事。 40 土壌汚染に関する事。 41 精神保健及び精神障がい者の福祉に関する事。 42 障がい者の自立支援給付に係る障害程度区分認定の技術的支援等に関する事。 43 保健師、助産師及び看護師に関する事。 44 へき地保健医療に関する事。 45 国民健康保険に関する事(保健事業に係るものに限る)。 46 母性及び乳幼児の保健指導に関する事。 47 難病に関する事。 48 集団検診等に関する事。 49 医療社会事業に関する事。 50 老人保健に関する事。 51 生活習慣病に関する事。 52 歯科疾患の予防及び予防的治療に関する事。 53 栄養指導並びに栄養士及び調理師に関する事。 54 食品に関する表示に関する事(健康の増進に係るものに限る)。 55 原子爆弾被爆者の援護に関する事。 56 感染症に関する事。 57 結核に関する事。 58 衛生上の各種試験及び検査(次項に規定するもの並びに感染症及び食中毒に係る試験及び検査を除く)に関する事。 59 予防接種に関する事。 60 検疫に関する事。

(続 く)

機関名	分 掌 事 務
保 健 所	61 水俣病被認定者家庭療養指導に関すること（熊本県水俣保健所及び熊本県天草保健所に限る）。 62 受動喫煙の防止に関すること。 63 その他健康の保持及び増進に関すること。
福 祉 総 合 相 談 所	1 児童に関する相談、調査及び指導に関すること。（※1） 2 指定障害児入所施設等の入所等に関すること。 3 要保護児童の措置及び一時保護に関すること。（※1） 4 児童虐待に関する相談、調査及び指導に関すること。（※1） 5 保護を要する女子に関する相談、調査、指導及び一時保護に関すること。 6 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第3条第3項に規定する配偶者暴力相談支援センター業務に関すること。 7 身体障がい者及び知的障がい者の障害者支援施設等への入所等に係る市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供その他必要な援助及びこれらに付随する業務に関すること。（※2） 8 身体障がい者及び知的障がい者に関する相談及び指導のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに関すること。（※2） 9 身体障害者手帳及び療育手帳に関すること。（※2） 10 身体障がい者の自立支援医療を担当させる医療機関の指定等に関すること。（※2） 11 児童及びその家庭の医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定に関すること。 12 保護を要する女子及びその家庭の医学的、心理学的及び職能的判定に関すること。 13 身体障がい者及び知的障がい者の医学的、心理学的及び職能的判定に関すること。 14 補装具に関すること。（※2） 15 一時保護所の運営に関すること。 （※1）児童の福祉（一時保護を除く）に関する管轄区域は、熊本市及び八代児童相談所の管轄区域以外。 （※2）身体障害者福祉及び知的障害者福祉に関する管轄区域は、熊本市を除く。
保 健 環 境 科 学 研 究 所	1 細菌学的、ウィルス学的、血清学的その他の臨床病理学的試験検査及び調査研究に関すること。 2 医薬品、化粧品、衛生用具、食品その他の生活衛生に係る試験検査及び調査研究に関すること。 3 大気汚染、悪臭、騒音、振動その他の大気環境に係る試験検査及び調査研究に関すること。 4 水質汚濁、地下水及びその他の水質環境に係る試験検査及び調査研究に関すること。 5 保健所その他の保健衛生施設の臨床病理、生活衛生、大気環境、水質環境に係る試験検査及び調査研究の研修指導に関すること。
食 肉 衛 生 検 査 所	1 と畜場及び食鳥処理場に関すること。 2 食肉の衛生に関すること。 3 可検物の検査に関すること。

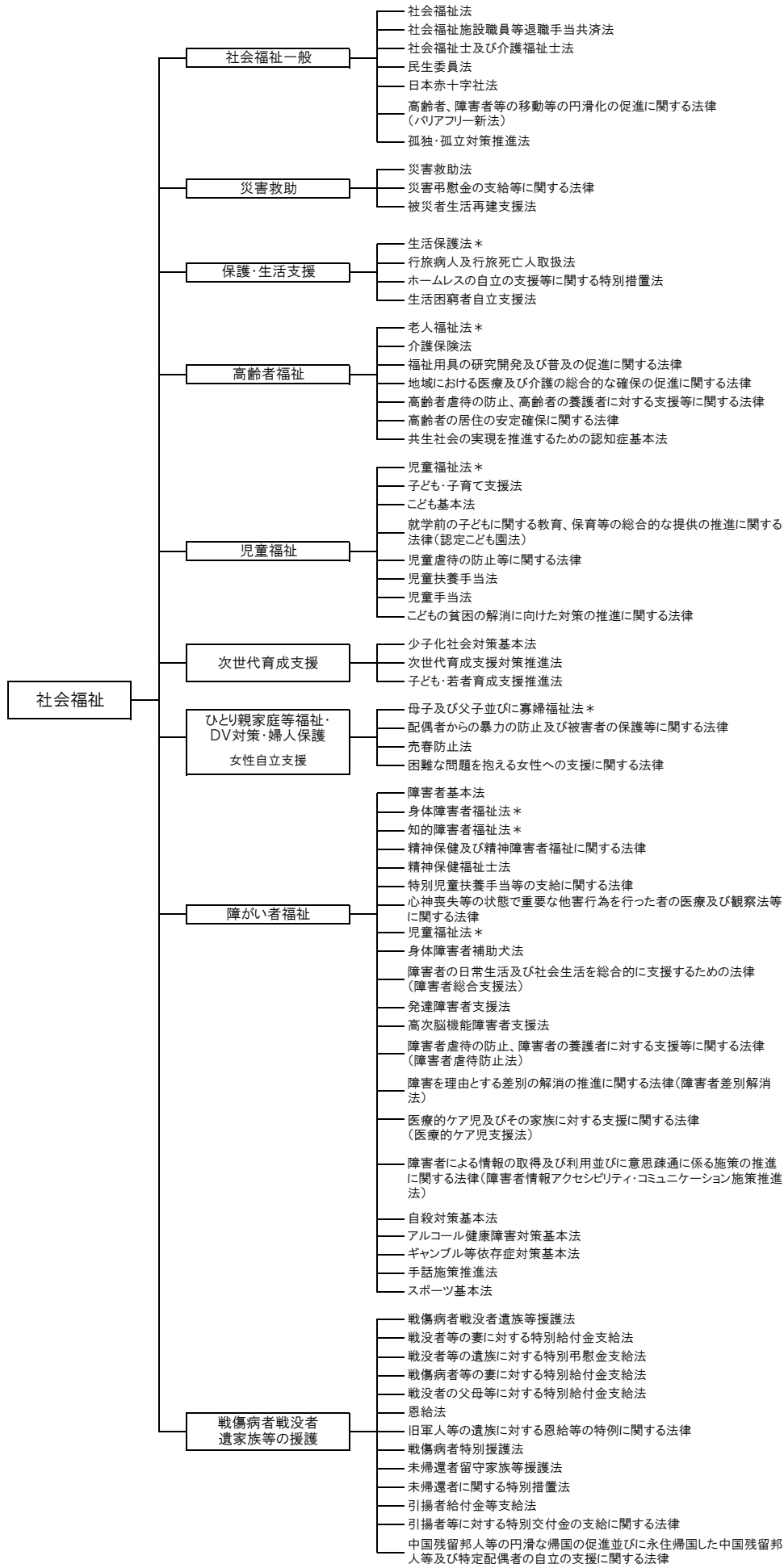
機関名	分 掌 事 務
動物愛護センター	1 狂犬病の予防に関すること。 2 動物の愛護及び管理に関すること。
八代児童相談所	1 指定障害児入所施設等の入所等に関すること。 2 要保護児童の措置及び一時保護に関すること。 3 児童虐待に関する相談、調査及び指導に関すること。 4 専門的判定及びこれに伴う指導に関すること。 5 児童に関する各般の問題につき、家庭その他からの相談に応ずること。 ※ 管轄区域は、八代市、八代郡、水俣市、葦北郡、人吉市及び球磨郡。
清水が丘学園	1 自立支援を要する児童の入退園に関すること。 2 児童の生活指導、職業指導及び家庭環境の調整に関すること。
精神保健福祉センター	1 精神保健及び精神障がい者の福祉に関する技術指導、技術援助、教育研修、広報普及、調査研究、相談に関すること。 2 協力組織の育成に関すること。 3 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下「精神保健福祉法」という）第12条に規定する精神医療審査会の事務に関すること。 4 精神保健福祉法第45条第1項の精神障害者保健福祉手帳に関すること。 5 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という）第22条第1項の規定により市町村が行う支給要否決定に係る相談に関すること。 6 障害者総合支援法第52条第1項に規定する支給認定（精神障害者に係るものに限る）に関すること。
こども総合療育センター	1 障がいのある児童等の診療、療育及び看護に関すること（地域療育部の所掌に係る事務を除く）。 2 外来に係る診療、療育及び看護に関すること。 3 臨床試験及び検査に関すること。 4 調剤及び投薬に関すること。 5 障がいのある児童の入退所に関すること。 6 センター内の保健衛生に関すること。 7 薬品（麻薬を含む）の管理に関すること。 8 医学の研究に関すること。 9 地域療育の推進に関すること。 10 障がいのある児童等の通園療育に関すること。 11 障がいのある児童等の相談に関すること。

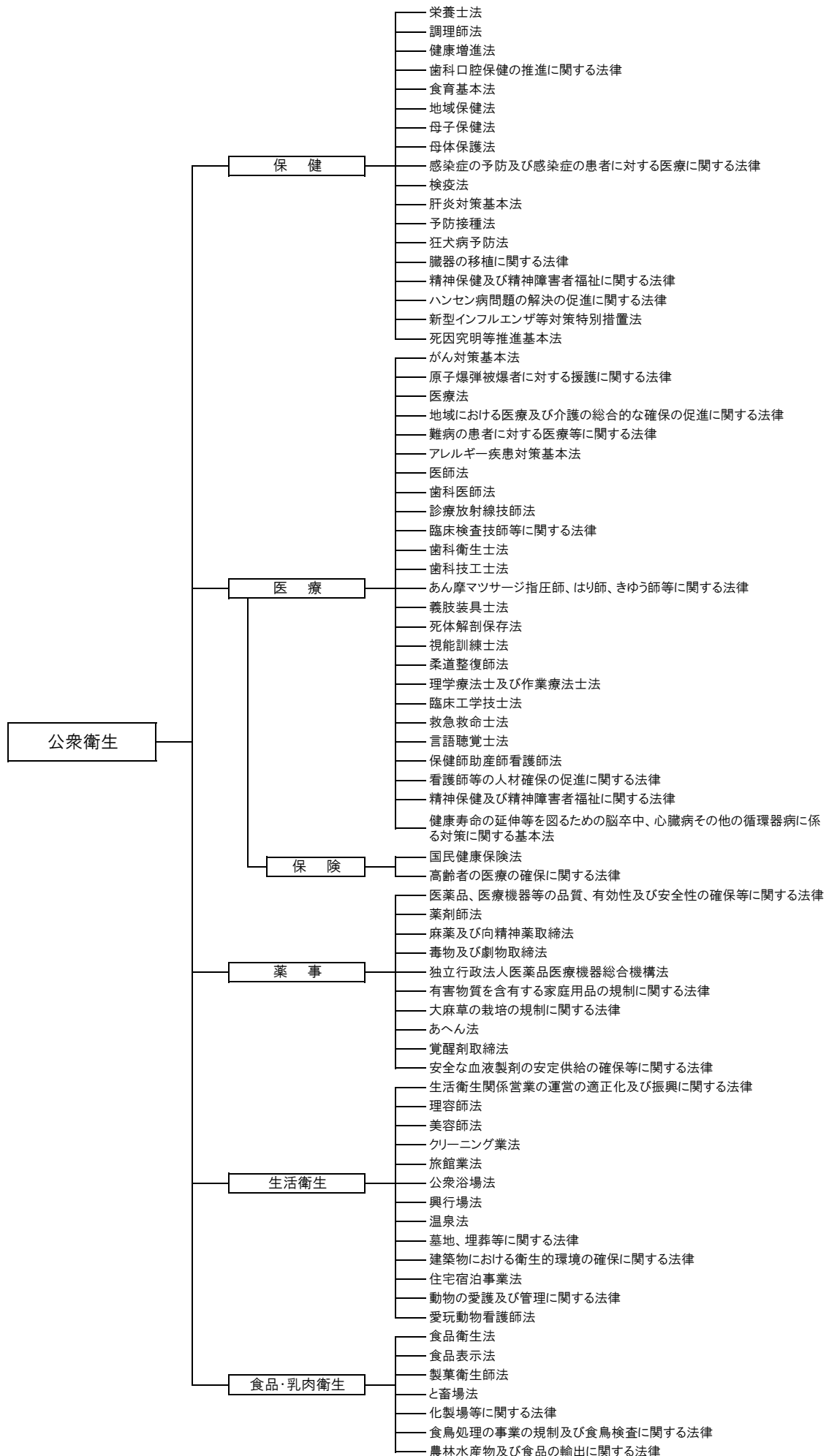
【参考】 病院局

こころの医療センター	1 精神科医療の提供に関すること。 ○ 精神保健福祉法第 29 条に該当する患者〈いわゆる措置入院〉の受入れに関すること。 ○ 民間病院等に対応困難な患者の治療に関すること。 ○ 精神科救急医療に関すること。 ○ 結核精神合併症、アルコール依存症などの専門治療に関すること。 ○ 身体合併症の診断・治療に関すること。 ○ 夜間外来、訪問看護（医療）に関すること。 ○ 作業療法、精神科デイ・ケアに関すること。
------------	---

2 健康福祉行政に関する法制体系 (R8. 4. 1)

* : 社会福祉六法





3 健康福祉部の主な計画等一覧

■主な計画（一覧）

- 1 熊本県保健医療計画（第8次）
 - 1の2 熊本県地域医療構想
- 2 熊本県地域福祉支援計画（第4期）
- 3 熊本県やさしいまちづくり推進指針
- 4 熊本県食品衛生監視指導計画
- 5 熊本県動物愛護推進計画（第3次）
- 6 熊本県感染症予防計画
- 7 熊本県新型インフルエンザ等対策行動計画
- 8 第二次熊本県肝炎対策推進計画
- 9 熊本県高齢者福祉計画・介護保険事業支援計画（第9期）～長寿・安心・くまもとプラン～
- 10 こどもまんなか熊本・実現計画（第1期）
（熊本県子ども・若者計画、熊本県子どもの貧困対策計画、熊本県子ども・子育て支援事業支援計画、熊本県次世代育成支援行動計画）
- 11 熊本県困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画
- 12 熊本県ひとり親家庭等自立促進計画（第5期）
- 13 熊本県社会的養育推進計画
- 14 熊本県障がい者計画（第6期）～くまもと障がい者プラン～
- 15 熊本県障がい福祉計画（第7期）（熊本県障がい児福祉計画（第3期））
- 16 熊本県工賃向上3か年計画（第5期）
- 17 熊本県自殺対策推進計画（第3期）
- 18 熊本県アルコール健康障害対策推進計画（第2期）
- 19 熊本県ギャンブル等依存症対策推進計画（第2期）
- 20 医療介護総合確保促進法に基づく県計画
- 21 熊本県における医療費の見通しに関する計画（第4期）
- 22 熊本県国民健康保険運営方針
- 23 第5次くまもと21ヘルスプラン（熊本県健康増進計画）
- 24 熊本県がん対策推進計画（第4次）
- 25 熊本県歯科保健医療計画（第5次）
- 26 熊本県健康食生活・食育推進計画（第4次）
- 27 熊本県循環器病対策推進計画（第2期）

■主な計画（概要）

1 熊本県保健医療計画（第8次）

策定期間	令和6年3月	期間	令和6年度～令和11年度
根拠法令	医療法第30条の4		
概要	地域の実情に応じて、各都道府県が医療提供体制の確保を図ることを目的として定める計画 ○基本目標：県民が地域で安全・安心に暮らし続けられるための持続可能な保健医療体制の構築 ○計画に定めている事項 ・二次保健医療圏の設定、病床区分ごとの基準病床数 ・生涯を通じた健康づくり、地域でいつまでも安心して暮らせる保健医療の提供、地域の保健医療を支える人材の確保・育成、地域における健康危機への対応		

1の2 熊本県地域医療構想（熊本県保健医療計画の一部）

策定期間	平成29年3月	期間	平成29年度～
根拠法令	医療法第30条の4		
概要	平成28年熊本地震からの復旧・復興、2025年（令和7年）に団塊の世代が75歳以上となる高齢社会を迎えることによる急激な医療・介護ニーズの変化・増大への対応等の課題を踏まえ、将来（2025年）の医療提供体制の確保を図ることを目的として次の事項について定める構想 ・構想区域 ・病床の機能区分ごとの将来の病床数の必要量 ・将来の居宅等における医療の必要量 ・目指すべき医療提供体制を実現するための施策		

2 熊本県地域福祉支援計画（第4期）

策定期間	令和4年3月	期間	令和4年度～令和8年度
根拠法令	社会福祉法第108条		
概要	「互いに支え合い、誰もが安心して暮らせる地域共生社会の実現」を目指して、(1)地域の縁がわづくり（誰もが気軽に利用・交流できる地域拠点の普及・充実）、(2)地域の結びづくり（見守り声かけ等の地域の支え合い活動の推進）、(3)地域の人づくり（地域住民の福祉の心の育成、地域福祉を支える担い手の育成等）、(4)大規模災害からの復興に向けた地域福祉雄推進（被災地における地域づくりを支える担い手の育成、コミュニティ形成の支援等）、(5)多様な災害に強い新たな地域福祉の推進（災害に備えた関係団体との連携構築、ICT等を活用したつながりの維持）、(6)福祉サービスを適切に利用できる基盤づくり（権利擁護体制の充実等、一人ひとりの状況に応じた支援）、(7)包括的な支援体制づくり（市町村の包括的な支援体制整備への支援等）を推進する。		

3 [熊本県やさしいまちづくり推進指針](#)

策定期期	令和5年3月	期間	期間の定めなし
根拠法令	熊本県高齢者、障害者等の自立と社会的活動への参加の促進に関する条例		
概要	条例に掲げる基本方針に基づく施策を計画的に実施するための指針。次の6つの推進方向を定めて施策を推進する。 1 心のバリアフリー 2 移動・施設利用上のバリアフリー 3 情報・コミュニケーションのバリアフリー 4 くらしの安全安心を確保するためのバリアフリー 5 災害時の安全安心を確保するためのバリアフリー 6 誰もが活躍できる社会実現のためのバリアフリー		

4 [熊本県食品衛生監視指導計画](#)

策定期期	令和8年3月	期間	令和8年度（年度毎策定）
根拠法令	食品衛生法第24条		
概要	地域の実情等を踏まえ、重点的かつ効果的な監視指導を行うことを目的に策定。広域に流通する食品の各種検査の実施、製造施設における衛生管理や適正表示の監視指導、農林畜水産物の残留農薬等検査などについて、重点的な取り組みを実施する。		

5 [熊本県動物愛護推進計画（第3次）](#)

策定期期	平成30年3月 （令和5年3月一部改定）	期間	平成30年度～令和9年度
根拠法令	動物の愛護及び管理に関する法律第6条		
概要	動物の愛護及び管理に関する法律第6条に基づき、本県の動物愛護及び管理に関する施策を推進するための計画として策定。「命を大切にし、やさしさあふれる人と動物が共生するくまもと」の実現を目標に、「犬猫の殺処分ゼロを目指す」取組みの方向性を明確にし、飼い主、県民、獣医師会、動物愛護団体、ボランティア、動物取扱業者及び行政の各関係者が協働して動物愛護に取り組むこととしている。		

6 [熊本県感染症予防計画](#)

策定期期	令和6年3月（改定）	期間	令和6年3月～
根拠法令	感染症法の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法）第10条		
概要	感染症の発生予防とまん延防止、感染症患者に対する良質かつ適切な医療の提供、病原体等の検査体制の確立、人材育成、県民に対する啓発や知識の普及とともに、国及び市町村等との連携のもとに、適切かつ効果的な感染症対策を推進する。		

7 [熊本県新型インフルエンザ等対策行動計画](#)

策定期期	令和7年3月（改定）	期間	令和7年3月～
根拠法令	新型インフルエンザ等対策特別措置法第7条		
概要	新型インフルエンザ等の新たな感染症危機への対策に関する基本的な方針や実施する措置、関係機関の役割等を示す計画。対策項目ごとに準備期（平時）・初動期・対応期の3つの時期区分を想定し、平時の備えを着実に進めつつ、発生時には流行状況等に応じて柔軟に対策の切替えを行うことで、県民の生命及び健康の保護並びに県民生活及び社会経済活動に及ぼす影響の最小化に取り組む。		

8 [第二次熊本県肝炎対策推進計画](#)

策定期期	令和4年2月	期間	令和4年度～令和8年度
根拠法令	肝炎対策の推進に関する基本的な指針の全部を改正する件について（平成28年6月30日付け、健発0630第1号）		
概要	ウイルス性肝炎対策を実施することにより、県民の健康面における安心・安全を図ることを目的とした計画。「体制整備」、「肝炎ウイルス検査」、「医療費助成」及び「普及啓発」を施策の柱とし、主要施策の順位づけを行うなど、効率的かつ適切に対策を講じることとしている。		

9 [熊本県高齢者福祉計画・介護保険事業支援計画（第9期）～長寿・安心・くまもとプラン～](#)

策定期期	令和6年3月	期間	令和6年度～令和8年度
根拠法令	老人福祉法第20条の9、介護保険法第118条		
概要	高齢者が住み慣れた地域において、できる限り健やかで自立した生活ができるよう、介護保険制度の円滑な運営を図りながら、高齢者福祉施策を総合的に推進するための計画であり、「高齢者福祉計画」と「介護保険事業支援計画」を一体化したものととして策定。市町村が策定する「高齢者福祉計画」及び「介護保険事業計画」において定める取組みなどを支援する性格を有しつつ、それらの市町村計画との連携を図っている。		

10 [こどもまんなか熊本・実現計画（第1期）](#)

（熊本県子ども・若者計画、熊本県子どもの貧困対策計画、熊本県子ども・子育て支援事業支援計画、熊本県次世代育成支援行動計画）

策定期期	令和7年3月	期間	令和7年度～令和11年度
根拠法令	子ども・若者育成支援推進法第9条、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条、子ども・子育て支援法第62条、次世代育成支援対策推進法第9条		
概要	こども・若者がキラキラ輝き、県民が家庭や子育てに夢を持てる「こどもまんなか熊本」を実現するための基本的な方針、重要事項等を示す計画。 「全てのこども・若者が幸せに暮らし、成長できるようにする」、「家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できるようにする」、「こどもや若者、子育て当事者を支援する人が笑顔で接することができるようにする」、「こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じた切れ目ない支援を実施する」、「関係機関と連携し、社会全体の気運醸成を行う」、「県民と共に未来を創る」の6つの基本的な方針に沿って、こども・若者、子育て当事者等の支援等に取り組む。		

11 [熊本県困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画](#)

策定期期	令和6年3月	期間	令和6年度～令和10年度
根拠法令	困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第8条第1項 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第2条の3第1項		
概要	困難な問題を抱える女性が自らの意思を尊重されながら自立して暮らしていける社会の実現を基本理念とし、本県のこれまでの取組と課題を踏まえ、①啓発と教育の推進、②誰一人取り残さない相談体制づくり、③支援対象者のニーズに沿った居場所支援の拡充、④本人の意思に寄り添った支え続ける自立支援の実施、⑤関係機関・団体等との連携等による支援体制の強化、の5つの施策を推進していく。		

12 [熊本県ひとり親家庭等自立促進計画（第5期）](#)

策定期期	令和6年3月	期間	令和6年度～令和10年度
根拠法令	母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条		
概要	「ひとり親家庭等が自立し安心して生活できる環境づくりの推進」を基本理念とし、ひとり親家庭等に関する実態調査（令和4年実施）結果を踏まえ、就業や子育ての支援、子ども達の学習の支援などひとり親家庭等の自立に向けた総合的な施策を推進する。		

13 [熊本県社会的養育推進計画](#)

策定期期	令和7年3月（改定）	期間	令和7年度～令和11年度
根拠法令	「都道府県社会的養育推進計画の策定について（令和6年3月12日付けこ支家第125号子ども家庭庁支援局長通知）」		
概要	社会的養護を必要とする子どもたちについて、「家庭養育優先」という児童福祉法の理念を踏まえつつ本県の児童福祉に関わる社会資源や各種制度等を最大限活用しながら、子どもの権利擁護や里親委託の推進、施設の小規模化・地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換、児童の自立支援の充実等を図る。		

14 [熊本県障がい者計画（第6期）～くまもと障がい者プラン～](#)

策定期期	令和3年3月 （令和6年3月一部改定）	期間	令和3年度～令和8年度
根拠法令	障害者基本法第11条第2項		
概要	「障がいのある人もない人も、一人一人の人格と個性が尊重され、社会を構成する対等な一員として、安心して暮らすことのできる共生社会の実現」を計画の目指す姿として掲げ、8分野からなる分野別施策のもとで、障がい者施策の総合的な推進を図る。		

15 [熊本県障がい福祉計画（第7期）](#)（[熊本県障がい児福祉計画（第3期）](#)）

策定期期	令和6年3月	期間	令和6年度～令和8年度
根拠法令	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第89条 児童福祉法第33条の22		
概要	障がいのある人の自立した地域生活を支援するため、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業及び障害児通所支援等の提供体制を計画的に確保する。 特に、障がいのある人の地域生活、一般就労への移行や、地域での生活を支援する拠点等及び障害児通所支援等の提供体制を整備するため数値目標を掲げ、必要な障害福祉サービス等の提供体制の確保、充実を図る。		

16 [熊本県工賃向上3か年計画（第5期）](#)

策定期期	令和6年10月	期間	令和6年度～令和8年度
根拠法令	「工賃向上計画」を推進するための基本的な指針		
概要	就労継続支援B型事業所等の利用者の工賃向上を図るため、工賃向上計画を策定し、各年度の目標工賃を設定し、工賃向上に向けて以下のような取組みを実施する。 ① 営業スキルや企業の経営・運営手法の習得を目的とした研修会・セミナーを開催。また、オンデマンド配信による受講の導入や好事例の紹介により、参加率の向上を図る。 ② 商談会の開催、民間企業の発注促進のため補助金を活用した「お試し発注サポート」の実施、「農福連携コーディネーター」の設置、就労支援事業所同士の横の連携強化、優先調達・共同受注の推進により安定かつ継続した請負作業の確保を図る。 ③ 一般向けの商品販売会の開催、ブランディング経験が豊富なアドバイザーの派遣、優先調達や共同受注等により、魅力的な商品開発や販路開拓、効果的なPR活動を支援する。 ④ 農林水産部や、民間団体である「熊本県農福連携推進協議会」、民間企業や商工会、市町村、自立支援協議会の就労部会などとの連携により、販路の開拓及び品質の向上等を支援する。		

17 [熊本県自殺対策推進計画（第3期）](#)

策定時期	令和5年3月	期間	令和5年度～令和9年度
根拠法令	自殺対策基本法第13条		
概要	自殺対策の充実強化を図るため、様々な分野の機関や団体がそれぞれの役割を担い、連携して取り組むための自殺対策の指針として策定した計画。 同計画に基づき計画的・体系的に対策を進め、なお一層自殺者の減少を目指す。		

18 [熊本県アルコール健康障害対策推進計画（第2期）](#)

策定時期	令和6年3月	期間	令和6年度～令和10年度
根拠法令	アルコール健康障害対策基本法第14条第1項		
概要	「アルコール健康障害対策基本法」（平成25年法律第109号）第3条の基本理念に基づき、本県におけるアルコールによる健康障害を防止するための推進計画として策定した計画。 アルコールに関する正しい知識を普及し、アルコール健康障害の段階に応じた支援を充実させることにより、誰もが生涯を通じて健康で安心して生活できる熊本の実現を目指す。		

19 [熊本県ギャンブル等依存症対策推進計画（第2期）](#)

策定時期	令和8年3月	期間	令和8年度～令和10年度
根拠法令	ギャンブル等依存症対策基本法第13条		
概要	「ギャンブル等依存症対策基本法」（平成30年法律第74号）第3条の基本理念に基づき、本県におけるギャンブル等依存症の発症、進行及び再発の各段階に応じた防止及び回復のための対策を適切に講ずるための推進計画として策定した計画。 ギャンブル等依存症に関する正しい知識を広く県民に普及し、関係機関と連携しながらギャンブル等依存症の各段階に応じた支援を充実させることにより、誰もが健全に安心して生活できる熊本の実現を目指す。		

20 [医療介護総合確保促進法に基づく県計画](#)

策定時期	令和8年1月	期間	令和7年度（年度毎策定）
根拠法令	医療介護総合確保促進法第4条		
概要	国が定める「総合確保方針」に即して、かつ、地域の実情に応じて、地域における医療及び介護の総合的な確保のための事業を実施するために毎年度定める計画。		

21 [熊本県における医療費の見通しに関する計画（第4期）](#)

策定時期	令和6年3月	期間	令和6年度～令和11年度
根拠法令	高齢者の医療の確保に関する法律第9条第1項		
概要	医療費を取り巻く現状と課題を踏まえ、将来的な医療費が過度に増加しないための施策及び目標や医療費の見通しを定めた計画。		

22 [熊本県国民健康保険運営方針](#)

策定期間	令和6年3月	期間	令和6年度～令和11年度
根拠法令	国民健康保険法第82条の2		
概要	県と県内市町村が一体となって、国保の事業運営を共通認識の下で実施するとともに、市町村の事務の広域化や効率化を推進することができるよう、県と市町村が国保を共同運営するための統一的な方針。		

23 [第5次くまもと21ヘルスプラン（熊本県健康増進計画）](#)

策定期間	令和6年3月	期間	令和6年度～令和11年度
根拠法令	健康増進法第8条		
概要	健康増進法に基づき、国が定める「国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針」を勘案して策定した、本県の健康づくりの基本計画。 「健康寿命の延伸」を目標に、糖尿病をはじめとする生活習慣病の発症予防と重症化予防対策等の健康づくり施策を計画的に推進していく。		

24 [熊本県がん対策推進計画（第4次）](#)

策定期間	令和6年3月	期間	令和6年度～令和11年度
根拠法令	がん対策基本法第12条		
概要	がん対策基本法に基づき国が策定する「がん対策推進基本計画」を基本とし、本県におけるがん対策の基本的方向について定めたもの。 「がん予防」、「がん医療の充実」、「がんとの共生」の3つを柱として、分野別施策と個別目標を掲げ、本県のがん対策を総合的かつ計画的に推進していく。		

25 [熊本県歯科保健医療計画（第5次）](#)

策定期間	令和6年3月	期間	令和6年度～令和11年度
根拠法令	歯科口腔保健の推進に関する法律第13条第1項 熊本県歯及び口腔の健康づくり推進条例第11条第1項		
概要	「熊本県歯及び口腔の健康づくり推進条例」（平成22年11月施行）の基本理念に基づき、県民の生涯にわたる歯及び口腔の健康づくりの着実な実現に向けて、乳幼児期から高齢期までのライフステージに応じた具体的な歯科保健医療施策展開の方向性や目標を示すとともに、行政機関、保健医療福祉関係機関・団体等が一体となって取り組む基本計画。		

26 [熊本県健康食生活・食育推進計画（第4次）](#)

策定期間	令和6年3月	期間	令和6年度～令和11年度
根拠法令	食育基本法第17条第1項		
概要	「食」は生命と健康の基本との認識のもと、県民及び多様な関係者が協働して、県民主役の地域に根ざした食育を推進するための「食に関する総合計画」として策定した計画。 県民一人ひとりが、食の安全に関する知識や望ましい食習慣を身につけるとともに、地域の産物や食文化についての理解を深め、健全で豊かな食生活を送る能力を育むことを目的としている。		

27 [熊本県循環器病対策推進計画（第2期）](#)

策定期間	令和6年3月	期間	令和6年度～令和11年度
根拠法令	健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に関する基本法第11条		
概要	法の基本理念のもと、県の循環器病対策の基本的な方向性を定めるとともに、これまで実施してきた循環器病対策の各種施策を体系的に整理し、対策の強化を図ることを目的とした計画。健康寿命の延伸、循環器病に係る年齢調整死亡率の減少に向けて、県の実情を踏まえた施策を展開し、「県民が循環器病を予防し、たとえ発症しても安心して暮らせる熊本」を目指す。		

	計画等の名称	所管課・室	根拠法など	義務・任意	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11				
1	熊本県保健医療計画	健康福祉政策課	医療法	義務																									
	熊本県地域医療構想	医療政策課			第5次				第6次				第7次				第8次												
													熊本県地域医療構想																
	熊本県地域福祉支援計画	健康福祉政策課	社会福祉法	義務																									
					第1期	第2期				第3期				第4期															
	熊本県やさしいまちづくり推進指針	健康福祉政策課	熊本県高齢者、障害者等の自立と社会的活動への参加の促進に関する条例	任意																									
					熊本県やさしいまちづくり推進計画								推進指針				推進指針												
	熊本県食品衛生監視指導計画	健康危機管理課	食品衛生法	義務					H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8							
	熊本県動物愛護推進計画	健康危機管理課	動物の愛護及び管理に関する法律	義務																									
					第1次				第2次				第3次																
	熊本県感染症予防計画	健康危機管理課	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	義務																									
					感染症予防計画(改定:H22、R5)																								
	熊本県新型インフルエンザ等対策行動計画	健康危機管理課	新型インフルエンザ等対策特別措置法	義務																									
					新型インフルエンザ対策行動計画				新型インフルエンザ等対策行動計画(改定:R6)																				
	熊本県肝炎対策推進計画	健康危機管理課	通知	任意																									
	熊本県高齢者福祉計画・介護保険事業支援計画 ～長寿・安心・くまもとプラン～	高齢者支援課	老人福祉法 介護保険法	義務																									
					第4期				第5期				第6期				第7期				第8期				第9期				
	くまもと子ども・子育てプラン ・熊本県子ども・子育て支援事業支援計画 ・熊本県次世代育成支援行動計画	子ども未来課	子ども・子育て支援法 次世代育成支援対策推進法	義務																									
					次世代育成支援行動計画								くまもと子ども・子育てプラン				くまもと子ども・子育てプラン												
0	こどもまんなか熊本・実現計画 ・熊本県子ども・若者計画 ・熊本県子どもの貧困対策計画 ・熊本県子ども・子育て支援事業支援計画 ・熊本県次世代育成支援行動計画	子ども未来課	子ども・若者育成支援推進法 こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律 子ども・子育て支援法 次世代育成支援対策推進法	任意																									
	熊本県配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画	子ども家庭福祉課	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	義務																									
					第2次				第3次				第4次																
1	熊本県困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画	子ども家庭福祉課	困難な問題を抱える女性への支援に関する法律	義務																									
2	熊本県ひとり親家庭等自立促進計画	子ども家庭福祉課	母子及び父子並びに寡婦福祉法	任意																									
					第2期				第3期				第4期				第5期												
3	熊本県社会的養育推進計画	子ども家庭福祉課	通知	任意																									
					熊本県家庭の養護推進計画								熊本県社会的養育推進計画(～R11)(改定:R6)																

計画等の名称	所管課・室	根拠法など	義務・任意	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
14 熊本県障がい者計画 ～くまもと障がい者プラン～	障がい者支援課	障害者基本法	義務																					
				第3期		第4期				第5期						第6期								
15 熊本県障がい福祉計画 (熊本県障がい児福祉計画)	障がい者支援課	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 児童福祉法	義務																					
				第2期		第3期			第4期			第5期 (第1期)			第6期 (第2期)			第7期 (第3期)						
16 熊本県工賃向上3か年計画	障がい者支援課	「工賃向上計画」を推進するための基本的な指針	任意																					
				第1期			第2期			第3期			第4期			第5期								
17 熊本県自殺対策推進計画	障がい者支援課	自殺対策基本法	義務																					
				第1期						第2期						第3期								
18 熊本県アルコール健康障害対策推進計画	障がい者支援課	アルコール健康障害対策基本法	任意																					
				第1期						第2期														
19 熊本県ギャンブル等依存症対策推進計画	障がい者支援課	ギャンブル等依存症対策基本法	任意																					
				第1期						第2期														
20 医療介護総合確保促進法に基づく県計画	医療政策課	医療介護総合確保促進法	任意							H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7				
21 熊本県における医療費の見通しに関する計画	国保・高齢者医療課	高齢者の医療の確保に関する法律	義務																					
				第1期			第2期				第3期					第4期								
22 熊本県国民健康保険運営方針	国保・高齢者医療課	国民健康保険法	義務																					
				H30～R2						R3～R5				R6～R11										
23 第5次くまもと21ヘルスプラン (熊本県健康増進計画)	健康づくり推進課	健康増進法	義務																					
				第2次			第3次				第4次					第5次								
24 熊本県がん対策推進計画	健康づくり推進課	がん対策基本法	義務																					
				第1次			第2次				第3次					第4次								
25 熊本県歯科保健医療計画	健康づくり推進課	歯科口腔保健の推進に関する法律 熊本県歯及び口腔の健康づくり推進条例	義務																					
				第2次			第3次				第4次					第5次								
26 熊本県健康食生活・食育推進計画	健康づくり推進課	食育基本法	義務																					
				第1次			第2次				第3次					第4次								
27 熊本県循環器病対策推進計画	健康づくり推進課	健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に関する基本法	義務																					
				第1期						第2期														

※【義務・任意】…義務:法令(法律・政令)で策定が義務付けられているもの／任意:義務以外のもの